

借入申込書添付書類一覧表

借入申込書添付書類チェックシート総括表(災害復興住宅融資(賃貸住宅融資))

お客さまへ

借入申込書に添付していただく提出書類は、申込みの形態(個人申込み又は法人申込み)、土地の権利形態、事業計画等によって異なりますので、以下の表を確認し、借入申込書と併せてご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、「借入申込書添付書類チェックシート総括表」(本ページ)及び該当する「チェックシート(①から④まで)」のお客さま確認欄にチェックの上、借入申込時に添付書類と併せて提出してください。

□申込みの形態

	提出書類	お客さま確認欄	
		申込人①	申込人②
給与収入のみの方 (確定申告をしていない方)	チェックシート番号①に記載の書類をご提出ください。		
所得のない方			
確定申告をされている方	チェックシート番号②に記載の書類をご提出ください。		
・法人申込みの方 ・法人経営を行っている方	チェックシート番号③に記載の書類をご提出ください。		

□該当する場合に提出する追加書類

	提出書類	お客さま確認欄
敷地が借地の場合	チェックシート番号④-1に記載の書類をご提出ください。	
敷地の取得原因が相続の場合 (借入申込日の前3年以内の相続の場合のみ)	チェックシート番号④-2に記載の書類をご提出ください。	
敷地の取得原因が贈与の場合 (借入申込日の前6年以内の贈与の場合のみ)		
敷地を借入申込日の前2年以内に購入した場合又は購入予定の場合	チェックシート番号④-3に記載の書類をご提出ください。	
非住宅部分(店舗等)がある場合	チェックシート番号④-4に記載の書類をご提出ください。	
敷地が区画整理地の場合	チェックシート番号④-5に記載の書類をご提出ください。	
敷地に国有地等が含まれる場合		

(注)ご提出いただく書類に、マイナンバー(個人番号)、基礎年金番号、本籍地、健康保険証の保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元バーコード、病歴等が記載されている場合は、当該記載を削除した上でご提出ください。
 なお、マイナンバーカード(個人番号カード)の写しをご提出いただく場合は、表面の写しのみとし、裏面(二次元バーコード等)の写しは不要です。

チェックシート番号①

【給与収入のみの方（確定申告をしていない方）又は所得がない方用】

1 申込人関係（全ての申込人）

添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄 申込人① 申込人②	
借入申込書及び借入申込書付表		機構HP又はこの申込書に同封		
借入申込内容に関する確認書	「独立行政法人住宅金融支援機構 災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）利用に係る規定集」の内容をご確認いただいた上で、各項目に「レ」を記入した上、ご提出ください。			
運転免許証(写)又は健康保険証等(写)	身分を証明できる官公署が発行した書類を提出してください。	-		
り災証明書(写)	建設又は購入の場合、り災証明書に記載されたり災程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」であることが必要です。 ※原本提示が必要です。	市区町村		
(り災した賃貸住宅の図面等)り災住宅の戸数が把握できる書類	建設又は購入の場合	-		
家族構成が分かる関係図		機構HP又はこの申込書に同封		

2 所得証明関係（全ての申込人）

※年度当初のお申込みで、提出年度の公的証明書の発行が受けられない場合は機構にご相談ください。

添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄 申込人① 申込人②	
次のいずれかの書類(原本) □源泉徴収票 □所得証明書 □住民税納税通知書 ※所得がない方は、非課税証明書	建設又は購入の場合 令和6年度、令和7年度(令和5年・令和6年中の支払給与) 補修の場合 令和7年度(令和6年中の支払給与)	左記のそれぞれの年中の支払給与の総額の記載のあるもの ※住民税課税・納税(非課税)証明書など、市町村により名称が異なりますが、所得を証明する書類又は所得がない旨を証明する書類を取得してください。	市区町村	

- 申込人に、次の①から③までに該当する法人がある場合は、当該法人に係る右記の書類を併せて提出してください。
- ① 申込人が代表者となっている法人
 - ② 申込人又は申込人が代表者となっている法人が20%以上の出資を行っている法人
 - ③ 申込人又は申込人が代表者となっている法人が債務保証を行っている法人

➡ チェックシート番号③【法人申込みの場合又は法人経営を行っている方用】の「2-1所得証明関係」に記載の書類

お客さま確認欄 申込人① 申込人②	

3 資産・負債関係（全ての申込人）

添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄 申込人① 申込人②	
次のいずれかの書類 □固定資産課税台帳(名寄帳)(写) □課税通知書(写)	令和7年度 建設敷地の市区町村が発行したもの ※課税通知書の場合、個別の所有物件が分かるものに限りません。 ※機構が必要と認める場合、建設地以外の全ての所有不動産について、固定資産課税台帳(名寄帳)又は課税通知書をご提出いただくことがあります。 ※共有名義の不動産に関するものを含みます。	市区町村		
次のいずれかの書類(原本) □固定資産税・都市計画税納税証明書 ・建設又は購入の場合は、直近2年度分(令和5年度・令和6年度) ・補修の場合は、直近1年度分(令和6年度) □市区町村税に滞納がないことの証明書	建設地の市区町村が発行したもの 左記のそれぞれの年度の納税状況が分かるもの又は滞納がないことが分かるもの ※市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の書類であっても差し支えありません。 ※左記のそれぞれの年度分の納付が確認できる場合、納付書原本を提示の上、写しのご提出でも差し支えありません。 ※共有名義の不動産に関するものを含みます。	市区町村		
次のいずれかの書類 □預金口座の取引明細に係る証明書(原本) □預金通帳(写)等及び預金残高証明書(原本) □預金通帳(写)等(併せて預金通帳等の原本の提示が必要です。)	※各書類は、金融機関名、お客さまの氏名及び手持金以上の残高の確認ができることが必要です。 ※預金口座の取引明細に係る証明書は、少なくとも借入申込日の直近1か月分の取引明細が記載されていることが必要です。 ※預金通帳等は、借入申込日の直近まで記載されていることが必要です。 ※預金残高証明書は、借入申込日の直近に発行されたものであることが必要です。 ※預金口座の取引明細に係る証明書及び預金残高証明書については、金融機関の証明印があるものに限ります(インターネットで取得したものでも構いません。)。また、金融機関が発行した証明書であれば、他の名称の書類であっても差し支えありません。 ※手持金が100万円以下の場合、左欄の書類の提出は不要です。	-		
借入れの償還予定表(写)	※アパートローン、住宅ローン、自動車ローン、カードローンなどの借入れがある場合に提出してください。 ※補修の場合、被災家屋に対する借入れに係る償還予定表(写)のみの提出で差し支えありません。 ※各借入れの借入先、当初借入額、残高、当初契約日、利率、毎月の返済額、返済期日及び返済期間が分かるものを提出してください。	-		

4 敷地関係

添 付 書 類		摘 要	取得先	お客さま確認欄
土地の登記事項証明書(全部事項証明書)		発行日から3か月以内のもの ※登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報(全部事項)でも差し支えありません。 ※建設敷地のほか、接道部分の土地についても提出してください。 ※土地の取得原因が相続の場合で相続登記が未了の場合は、相続登記の申請書(写)を併せて提出してください(未申請の場合は、ご相談ください。)	法務局 (登記所) 又は インターネット	
公図(原本)		発行日から3か月以内のもの ※登記情報提供サービスにより取得した地図情報でも差し支えありません。 ※敷地を分筆する場合は、公図に分筆線を明示してください。		
現場写真(2以上の方角から撮影したもの)		写真には、敷地の範囲を明示してください。 写真の撮影方向を明示した配置図等を提出してください。		
購入の場合	売買契約書(写)	提出に当たって、次のいずれかの方法による必要があります。 1 売買契約書(写)に併せて、売買契約書の原本を提示する。 2 売買契約書(写)に、契約当事者である申込人が署名及び押印(実印)をし、提出先「住宅金融支援機構」、「原本に相違ない」旨及び署名した日付を記載する。		
	購入する家屋の登記事項証明書(全部事項証明書)		法務局 (登記所) 又は インターネット	
補修の場合	被災家屋の登記事項証明書(全部事項証明書)	発行日から3か月以内のもの ※登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報(全部事項)でも差し支えありません。		

5 建設関係(図面の大きさはA3以下としてください。)

添 付 書 類		摘 要	取得先	お客さま確認欄
付近見取図		方位、道路、目標となる建物、最寄り駅等を表示したもの	設計事務所等	
各階平面図		間取り、各室の用途等を表示したもの ※補修の場合で各階平面図がないときは、各住戸の間取りを確認できる図面(入所者募集チラシ等)でも差し支えありません。		
配置図(外構図)		方位、敷地の境界線、申請建物の位置、駐車場、駐輪場、敷地に接する道路の位置及び幅員、セットバック、都市計画道路等の公共の目的に供する計画(予定を含みます。)の有無を示したもの ※前面道路について、建築基準法(昭和25年法律第201号)又は都市計画法(昭和43年法律第100号)上の道路の取扱いを明記してください。 ※補修の場合で配置図がないときは、検査済証(写)又は公図(写)(方位、敷地境界線、申請建物の位置、敷地に接する道路の位置を明示したもの)でも差し支えありません。		
建設又は購入の場合	敷地求積図	建築確認上の敷地面積(申請部分及び申請外部分ごと)を表示したもの ※セットバック、都市計画道路、位置指定道路等がある場合は、当該部分の求積図についても提出してください。		
	床面積表	非住宅部分※1がある場合は、非住宅部分の各階床面積表も提出してください。 ※専有面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(原則、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。)により算定します。 ※各面積表は、面積算出した計算式を表示したもの		
建設又は購入の場合で、併用住宅 ^{※2} があるとき	タイプ別専有面積表	※専有面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(原則、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。)により算定します。 ※各面積表は、面積算出した計算式を表示したもの		
補修の場合	工事を行う箇所及び工事内容が分かる図面等			
	現場写真(建物全景及び工事を行う主な箇所を撮影したもの)	写真の撮影方向を明示した配置図等を提出してください。		

※1 非住宅部分とは、店舗・事務所の部分とこれらの共有する部分をいいます。
※2 併用住宅とは、住宅部分と一体として自己使用される非住宅部分を併せ持つ住宅をいいます。

6 保証人関係

区 分	添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄
機関保証を利用しない場合	保証承諾書	その他審査に必要な書類をご案内いたします。	書式は機構にご請求ください。	
	借入申込内容に関する確認書			
機関保証を利用する場合	保証委託申込書(写)	保証機関の受理印が押印されたもの ※保証機関への提出書類は、機構への借入申込書一式及び添付資料(写し)となります。詳しくは、保証機関作成の『保証委託申込関係書類』でご確認ください。	保証機関	

※1 保証能力のある法人または個人(申込人が法人の場合における当該法人の経営者に限ります。)の連帯保証人をつけていただきます。
※2 申込人及び担保提供者全員の印鑑証明書(原本)を保証機関へ提出する必要があります。

※原本をご提出いただく書類については、原本を提示の上、写しのご提出でも差し支えありません。
※機構が必要と認めた場合には、上記以外の書類を提出していただくことがあります。
※ご提出された書類は、原則としてお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

【確定申告をされている方用】

1 申込人関係（全ての申込人）

添 付 書 類		摘 要	取得先	お客さま確認欄 申込人① 申込人②	
借入申込書及び借入申込書付表			機構HP又はこの申込書に同封		
借入申込内容に関する確認書		「住宅金融支援機構 賃貸住宅融資利用に係る規定集 災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）」の内容をご確認いただいた上で、各項目に「レ」を記入した上、ご提出ください。			
運転免許証(写)又は健康保険証等(写)		身分を証明できる官公署が発行した書類を提出してください。	-		
り災証明書(写)		建設又は購入の場合、り災証明書に記載されたり災程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」であることが必要です。 ※原本提示が必要です。	市区町村		
(り災した賃貸住宅の図面等)り災住宅の戸数が把握できる書類		建設又は購入の場合	-		
家族構成が分かる関係図			機構HP又はこの申込書に同封		

2 所得証明関係（全ての申込人）

※年度当初のお申込みで、提出年度の公的証明書の発行が受けられない場合は機構にご相談ください。

添 付 書 類			摘 要	取得先	お客さま確認欄 申込人① 申込人②	
確定申告書類全て(写)	建設又は購入の場合	令和5年・令和6年分	不動産所得又は事業所得のある方は、確定申告書に添付した資料の写し全てを提出してください。	-		
	補修の場合	令和6年分				
上記確定申告書の収支内訳書(写)又は青色申告決算書(写)	建設又は購入の場合	令和5年・令和6年分				
	補修の場合	令和6年分				
所得税の納税証明書(原本) 【その1】納税額等証明用	建設又は購入の場合	令和5年・令和6年分		税務署		
	補修の場合	令和6年分				
所得税の納税証明書(原本) 【その2】所得金額用(申告所得税用、申告所得税及び復興特別所得税用)	建設又は購入の場合	令和5年・令和6年分				
	補修の場合	令和6年分				
次のいずれかの書類(原本) □住民税納税証明書 ・建設又は購入の場合は、直近2年度分(令和5年度・令和6年度) ・補修の場合は、直近1年度分(令和6年度) □市区町村税に滞納がないことの証明書			左記のそれぞれの年度の納税状況が分かるもの又は滞納がないことが分かるもの ※納税証明書の基準となる所得は、令和4年分及び令和5年分となります。 ※市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の書類であっても差し支えありません。	市区町村		

●申込人に、次の①から③までに該当する法人がある場合は、当該法人に係る右記の書類を併せて提出してください。

- ① 申込人が代表者となっている法人
② 申込人又は申込人が代表者となっている法人が20%以上の出資を行っている法人
③ 申込人又は申込人が代表者となっている法人が債務保証を行っている法人

チェックシート番号③【法人申込みの場合又は法人経営を行っている方用】の「2-1 所得証明関係」に記載の書類

3 資産・負債関係（全ての申込人）

添 付 書 類		摘 要	取得先	お客さま確認欄 申込人① 申込人②	
次のいずれかの書類 □固定資産課税台帳(名寄帳)(写) □課税通知書(写)	令和7年度	建設敷地の市区町村が発行したもの ※課税通知書の場合、個別の所有物件が分かるものに限りま す。 ※機構が必要と認める場合、建設地以外の全ての所有不動産 について、固定資産課税台帳(名寄帳)又は課税通知書をご提 出したことがあります。 ※共有名義の不動産に関するものを含みます。	市区町村		
次のいずれかの書類(原本) □固定資産税・都市計画税納税証明書 ・建設又は購入の場合は、直近2年度分(令和5年度・令和6年度) ・補修の場合は、直近1年度分(令和6年度) □市区町村税に滞納がないことの証明書		建設地の市区町村が発行したもの 左記のそれぞれの年度の納税状況が分かるもの又は滞納がな いことが分かるもの ※市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の書類で あっても差し支えありません。 ※左記のそれぞれの年度分の納付が確認できる場合、納付書 原本を提示の上、写しのご提出でも差し支えありません。 ※共有名義の不動産に関するものを含みます。	市区町村		
次のいずれかの書類 □預金口座の取引明細に係る証明書(原本) □預金通帳(写)等及び預金残高証明書(原本) □預金通帳(写)等(併せて預金通帳等の原本の提示が必要です。)		※各書類は、金融機関名、お客さまの氏名及び手持金以上の 残高の確認ができることが必要です。 ※預金口座の取引明細に係る証明書は、少なくとも借入申込日 の直近1か月分の取引明細が記載されていることが必要です。 ※預金通帳等は、借入申込日の直近まで記帳されていることが 必要です。 ※預金残高証明書は、借入申込日の直前に発行されたもので あることが必要です。 ※預金口座の取引明細に係る証明書及び預金残高証明書につ いては、金融機関の証明印があるものに限りします(インターネッ トで取得したものでも構いません。)。また、金融機関が発行した 証明書であれば、他の名称の書類であっても差し支えありませ ん。 ※手持金が100万円以下の場合、左欄の書類の提出は不要で す。	—		
借入れの償還予定表(写)		※アパートローン、住宅ローン、自動車ローン、カードローンなど の借入れがある場合に提出してください。 ※補修の場合、被災家屋に対しての借入れに係る償還予定表 (写)のみの提出で差し支えありません。 ※各借入れの借入先、当初借入額、残高、当初契約日、利率、 毎月の返済額、返済期日及び返済期間が分かるものを提出し てください。	—		

4 敷地関係

添 付 書 類		摘 要	取得先	お客さま確認欄
土地の登記事項証明書(全部事項証明書)		発行日から3か月以内のもの ※登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報(全部事項)でも差し支えありません。 ※建設敷地のほか、接道部分の土地についても提出してください。 ※土地の取得原因が相続の場合で相続登記が未了の場合は、相続登記の申請書(写)を併せて提出してください(未申請の場合は、ご相談ください。)	法務局 (登記所) 又は インターネット	
公図(原本)		発行日から3か月以内のもの ※登記情報提供サービスにより取得した地図情報でも差し支えありません。 ※敷地を分筆する場合は、公図に分筆線を明示してください。		
現場写真(2以上の方角から撮影したもの)		写真には、敷地の範囲を明示してください。 写真の撮影方向を明示した配置図等を提出してください。		
購入の場合	売買契約書(写)	提出に当たって、次のいずれかの方法による必要があります。 1 売買契約書(写)に併せて、売買契約書の原本を提示する。 2 売買契約書(写)に、契約当事者である申込人が署名及び押印(実印)をし、提出先「住宅金融支援機構」、「原本に相違ない」旨及び署名した日付を記載する。	法務局 (登記所) 又は インターネット	
	購入する家屋の登記事項証明書(全部事項証明書)			
補修の場合	被災家屋の登記事項証明書(全部事項証明書)	発行日から3か月以内のもの ※登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報(全部事項)でも差し支えありません。	法務局 (登記所) 又は インターネット	

5 建設関係(図面の大きさはA3以下としてください。)

添 付 書 類		摘 要	取得先	お客さま確認欄
付近見取図		方位、道路、目標となる建物、最寄り駅等を表示したもの	設計事務所等	
各階平面図		間取り、各室の用途等を表示したもの ※補修の場合で各階平面図がないときは、各住戸の間取りを確認できる図面(入居者募集チラシ等)でも差し支えありません。		
配置図(外構図)		方位、敷地の境界線、申請建物の位置、駐車場、駐輪場、敷地に接する道路の位置及び幅員、セツバック、都市計画道路等の公共の目的に供する計画(予定を含みます。)の有無を示したもの ※前面道路について、建築基準法(昭和25年法律第201号)又は都市計画法(昭和43年法律第100号)上の道路の取扱いを明記してください。 ※補修の場合で配置図がないときは、検査済証(写)又は公図(写)(方位、敷地境界線、申請建物の位置、敷地に接する道路の位置を明示したもの)でも差し支えありません。		
建設又は購入の場合	敷地求積図	建築確認上の敷地面積(申請部分及び申請外部分ごと)を表示したもの ※セツバック、都市計画道路、位置指定道路等がある場合は、当該部分の求積図についても提出してください。		
	床面積表	非住宅部分※1がある場合は、非住宅部分の各階床面積表も提出してください。 ※専有面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(原則、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。)により算定します。 ※各面積表は、面積算出した計算式を表示したもの		
建設又は購入の場合※ ² があるとき	タイプ別専有面積表	※専有面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(原則、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。)により算定します。 ※各面積表は、面積算出した計算式を表示したもの		
補修の場合	工事を行う箇所及び工事内容が分かる図面等			
	現場写真(建物全景及び工事を行う主な箇所を撮影したもの)	写真の撮影方向を明示した配置図等を提出してください。		

※1 非住宅部分とは、店舗・事務所の部分とこれらの共有する部分をいいます。

※2 併用住宅とは、住宅部分と一体として自己使用される非住宅部分を併せ持つ住宅をいいます。

6 保証人関係

区 分	添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄
機関保証を利用しない場合	保証承諾書	その他審査に必要な書類をご案内いたします。	書式は機構にご請求ください。	
	借入申込内容に関する確認書			
機関保証を利用する場合	保証委託申込書(写)	保証機関の受理印が押印されたもの ※保証機関への提出書類は、機構への借入申込書一式及び添付資料(写し)となります。詳しくは、保証機関作成の『保証委託申込関係書類』でご確認ください。	保証機関	

※1 保証能力のある法人または個人(申込人が法人の場合における当該法人の経営者に限ります。)の連帯保証人をつけていただきます。

※2 申込人及び担保提供者全員の印鑑証明書(原本)を保証機関へ提出する必要があります。

※原本をご提出いただく書類については、原本を提示の上、写しのご提出でも差し支えありません。

※機構が必要と認めた場合には、上記以外の書類を提出していただくことがあります。

※ご提出された書類は、原則としてお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

チェックシート番号③

【法人申込みの場合又は法人経営を行っている方用】

1 申込人関係（全ての申込人）

添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄 申込人① 申込人②
借入申込書及び借入申込書付表		機構HP又はこの申込書に同封	
借入申込内容に関する確認書	「独立行政法人住宅金融支援機構 災害復興住宅融資（賃貸住宅融資）利用に係る規定集」の内容をご確認いただいた上で、各項目に「レ」を記入した上、ご提出ください。		
り災証明書（写）	建設又は購入の場合、り災証明書に記載されたり災程度が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」であることが必要です。 ※ 原本提示 が必要です。	市区町村	
（り災した賃貸住宅の図面等）り災住宅の戸数が把握できる書類	建設又は購入の場合	-	

2-1 所得証明関係（申込みをされる法人又は経営されている法人（関連法人を含む。））

※年度当初のお申込みで、提出年度の公的証明書の発行が受けられない場合は機構にご相談ください。

添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄 申込人
①決算書（写） ②勘定科目内訳明細書（写）	最近3か年 決算期分	-	
法人税の納税証明書（原本） 【その1】納税額等証明用	最近3か年 決算期分	税務署	
法人税の納税証明書（原本） 【その2】所得金額用（法人税用）	最近3か年 決算期分		

2-2 所得証明関係（法人経営を行っている方又は法人申込みで法人代表者が連帯債務者（※）となる場合）

●法人経営を行っている方は、その経営されている法人に関する2-1の書類に加え、ご自身に関する右記の書類を提出してください。	➡	チェックシート番号①又はチェックシート番号②の 「1 申込人関係」及び「2 所得証明関係」に記載の書類	お客さま確認欄 申込人
---	---	--	----------------

（※） 法人申込みの場合で、機構が必要と認めるときは、法人代表者と連名（連帯債務）によりお申込みいただくこととしています。

3 資産・負債関係（全ての申込人）

添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄 申込人① 申込人②
次のいずれかの書類 □固定資産課税台帳（名寄帳）（写） □課税通知書（写）	令和7年度	市区町村	
次のいずれかの書類（原本） □固定資産税・都市計画税納税証明書 ・建設又は購入の場合は、直近2年度分（令和5年度・令和6年度） ・補修の場合は、直近1年度分（令和6年度） □市区町村税に滞納がないことの証明書		市区町村	
次のいずれかの書類 □預金口座の取引明細に係る証明書（原本） □預金通帳（写）等及び預金残高証明書（原本） □預金通帳（写）等（併せて預金通帳等の原本の提示が必要です。）		-	
借入れの償還予定表（写）		-	

4 敷地関係

添 付 書 類		摘 要	取得先	お客さま確認欄
土地の登記事項証明書(全部事項証明書)		発行日から3か月以内のもの ※登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報(全部事項)でも差し支えありません。 ※建設敷地のほか、接道部分の土地についても提出してください。 ※土地の取得原因が相続の場合で相続登記が未了の場合は、相続登記の申請書(写)を併せて提出してください(未申請の場合は、ご相談ください。)	法務局 (登記所) 又は インターネット	
公図(原本)		発行日から3か月以内のもの ※登記情報提供サービスにより取得した地図情報でも差し支えありません。 ※敷地を分筆する場合は、公図に分筆線を明示してください。		
現場写真(2以上の方角から撮影したもの)		写真には、敷地の範囲を明示してください。 写真の撮影方向を明示した配置図等を提出してください。		
購入の場合	売買契約書(写)	提出に当たって、次のいずれかの方法による必要があります。 1 売買契約書(写)に併せて、売買契約書の原本を提示する。 2 売買契約書(写)に、契約当事者である申込人が署名及び押印(実印)をし、提出先「住宅金融支援機構」、「原本に相違ない」旨及び署名した日付を記載する。	法務局 (登記所) 又は インターネット	
	購入する家屋の登記事項証明書(全部事項証明書)	発行日から3か月以内のもの ※登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報(全部事項)でも差し支えありません。		
補修の場合	被災家屋の登記事項証明書(全部事項証明書)			

5 建設関係(図面の大きさはA3以下としてください。)

添 付 書 類		摘 要	取得先	お客さま確認欄
付近見取図		方位、道路、目標となる建物、最寄り駅等を表示したもの	設計事務所等	
各階平面図		間取り、各室の用途等を表示したもの ※補修の場合で各階平面図がないときは、各住戸の間取りを確認できる図面(入居者募集チラシ等)でも差し支えありません。		
配置図(外構図)		方位、敷地の境界線、申請建物の位置、駐車場、駐輪場、敷地に接する道路の位置及び幅員、セットバック、都市計画道路等の公共の目的に供する計画(予定を含みます。)の有無を示したものの ※前面道路について、建築基準法(昭和25年法律第201号)又は都市計画法(昭和43年法律第100号)上の道路の取扱いを明記してください。 ※補修の場合で配置図がないときは、検査済証(写)又は公図(写)(方位、敷地境界線、申請建物の位置、敷地に接する道路の位置を明示したもの)でも差し支えありません。		
建設又は購入の場合	敷地求積図	建築確認上の敷地面積(申請部分及び申請外部分ごと)を表示したもの ※セットバック、都市計画道路、位置指定道路等がある場合は、当該部分の求積図についても提出してください。		
	床面積表	非住宅部分※1がある場合は、非住宅部分の各階床面積表も提出してください。 ※専有面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(原則、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。)により算定します。 ※各面積表は、面積算出した計算式を表示したもの		
建設又は購入の場合で、併用住宅 ^{※2} があるとき	タイプ別専有面積表	※専有面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(原則、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。)により算定します。 ※各面積表は、面積算出した計算式を表示したもの		
補修の場合	工事を行う箇所及び工事内容が分かる図面等			
	現場写真(建物全景及び工事を行う主な箇所を撮影したもの)	写真の撮影方向を明示した配置図等を提出してください。		

※1 非住宅部分とは、店舗・事務所の部分とこれらの共有する部分をいいます。

※2 併用住宅とは、住宅部分と一体として自己使用される非住宅部分を併せ持つ住宅をいいます。

6 保証人関係

区 分	添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄
機関保証を利用しない場合	保証承諾書	その他審査に必要な書類をご案内いたします。	書式は機構にご請求ください。	
	借入申込内容に関する確認書			
機関保証を利用する場合	保証委託申込書(写)	保証機関の受理印が押印されたもの ※保証機関への提出書類は、機構への借入申込書一式及び添付資料(写し)となります。詳しくは、保証機関作成の『保証委託申込関係書類』でご確認ください。	保証機関	

※1 保証能力のある法人または個人(申込人が法人の場合における当該法人の経営者に限ります。)の連帯保証人をつけていただきます。

※2 申込人及び担保提供者全員の印鑑証明書(原本)を保証機関へ提出する必要があります。

7 その他

添 付 書 類		摘 要	取得先	お客さま確認欄
(法人申込みの場合)法人代表者が連帯債務者とならない場合 ※1※2	次の①及び②の検証を行ったことを示す税理士、公認会計士、監査法人又は弁護士 の報告書(写) ①法人と経営者との関係(業務、経理、資産所有等)の明確な区分・分離 ②法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等)が、社会通念上適切な範囲を超えないこと。	【報告書の記載事項】 少なくとも次の事項を記載している報告書を提出してください。 ・法人の事業活動に必要な資産(本社・工場、営業車等)を法人が所有している。法人が代表者に適切な賃料を支払って賃借している、又は代表者以外の第三者が所有していること。 ・事業上の必要性が認められない法人から代表者への貸付がないこと。 ・代表者が個人として消費した費用(飲食代等)について法人の経費処理していないこと。 ・役員報酬、賞与及び配当が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。	—	
	決算書について、税理士が確認した「中小企業の会計に関する基本要領」等の適用に関するチェックリスト(写)	「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト又は「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストがあります。詳しくは、日本税理士会連合会のホームページ (https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/sme_support/guide/)を参照してください。	—	
	次の①又は②の書類 ①取締役又は監査役に代表者の親族以外の第三者から選任された者がおり、当該第三者が取締役会に出席した上、取締役会を開催していることを示す書類(取締役会議事録等) ②役員報酬の決定プロセスのルール化及び社内監査体制の確立について、税理士、公認会計士、監査法人又は弁護士の報告書(確認書類を含みます。)(写)	【報告書の記載事項】 役員報酬の決定プロセスのルール化及び社内監査体制の確立がなされていることの検証結果	—	

- ※ 1 次のいずれか一つ以上にあてはまる場合は提出不要となります。
- ・会社法上の大会社(資本金5億以上又は貸借対照表の負債200億円以上)の場合
 - ・信託銀行又は信託会社の場合
 - ・地方住宅供給公社の場合
- ※ 2 法人の形態等の関係で上記書類が提出ができないが、法人代表者が連帯債務とならないことを希望する場合は機構へご相談ください。

※ 原本をご提出いただく書類については、原本を提示の上、写しのご提出でも差し支えありません。

※ 機構が必要と認めた場合には、上記以外の書類を提出していただくことがあります。

※ ご提出された書類は、原則としてお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

(該当する場合に提出する追加書類)

【敷地が借地の場合】

チェックシート番号④ー1

区 分	添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄
共通	地主の承諾書		機構HP又はこの申込書に同封	
	賃貸借契約書(写)	一般定期借地権、事業用定期借地権又は建物譲渡特約付借地権の場合は、賃貸借期間が工事期間＋返済期間以上のもの	—	
	固定資産税・都市計画税について、担保提供者に係る次のいずれかの書類(原本) □固定資産税・都市計画税納税証明書 ・建設又は購入の場合は、直近2年度分(令和5年度・令和6年度) ・補修の場合は、直近1年度分(令和6年度) □市区町村税に滞納がないことの証明書	建設地の市区町村が発行したもの 当該年度の納税状況が分かるもの又は滞納がないことが分かるもの ※市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の書類であっても差し支えありません。 ※左記の当該年度分の納付が確認できる場合、納付書原本を提示の上、写しのご提出でも差し支えありません。 ※共有名義の不動産に関するものを含みます。	市区町村	
担保提供者が個人の場合	担保提供者の所得税納税証明書【その1】納税額等証明用(原本)	建設又は購入の場合 令和5年分・令和6年分 補修の場合 令和6年分	担保提供者が給与所得のみの場合、提出不要です。	税務署
	住民税について、担保提供者に係る次のいずれかの書類(原本) □住民税納税証明書 ・建設又は購入の場合は、直近2年度分(令和5年度・令和6年度) ・補修の場合は、直近1年度分(令和6年度) □市区町村税に滞納がないことの証明書 ※所得がない場合は、非課税証明書		当該年度の納税状況が分かるもの又は滞納がないことが分かるもの ※納税証明書の基準となる所得は前年分となります。 ※市区町村の発行した証明書であれば、他の名称の書類であっても差し支えありません。	市区町村
担保提供者が法人の場合	担保提供者の法人税納税証明書【その1】納税額等証明用(原本) ・最近2か年決算期分			税務署

※ の書類は借入申込時に提出できない場合、機構が別途お願いする時期までにご提出ください。

【敷地の取得原因が相続又は贈与の場合】

チェックシート番号④ー2

区 分	添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄
共通	相続税(贈与税)の申告書(写)	※借入申込日の前3年以内の相続又は前6年以内の贈与の場合は、提出してください。 ※相続税が非課税となるため相続税の申告を行っていない場合は、非課税となることが確認できる書類を提出してください。 【相続税が非課税であることを確認できる書類の例】 ・税理士が作成した相続税額の計算書	—	
	納税証明書【その3】未納税額のない証明用(相続税又は贈与税に関するもの)	※借入申込日の前6年以内の贈与の場合は、提出してください。 ※借入申込日の前3年以内の相続の場合は、申込入・担保提供者以外の相続人全員分(相続税申告書(写)の申告納税額が0円の相続人を除きます。)の納税証明書【その3】(相続税に関するもの)の提出をお願いすることがあります(注)。 (注)【相続人全員分の納税証明書【その3】のご提出について】 申込人の方が相続税を完納されていても、申込人以外の相続人の方が相続税を滞納された場合、相続税の連帯納付義務(相続税法(昭和25年法律第73号)第34条)に基づき、申込人の方が納税を求められ、納税されないときは、資産の差押を受ける可能性があります。このため、申込人以外の相続人の方の相続税未納がないことを確認させていただきます。ただし、相続税の総額が少額である等で、審査において懸念がないと判断した場合は、提出を不要とします。	被相続人の最後の住所地を管轄する税務署	
相続税(贈与税)を延納中の場合	延納申請書(写)(別添の担保目録(写)を含みます。)	※申込人及び担保提供者の分について提出してください。	—	
	延納許可通知書(写)	※借入申込日の前3年以内の相続の場合は、他の相続人全員分の「納税証明書【その3】未納税額のない証明用(相続税に関するもの)」を追加で提出してください。	—	
	相続税(贈与税)納税証明書【その1】納税額等証明用(原本)		税務署	

【敷地を借入申込日から2年以内に購入した場合又は購入予定の場合】

チェックシート番号④-3

区 分	添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄
—	土地の売買契約書(写)	売買契約日が災日後であること。 ※1戸当たりの借入希望額が2,700万円を超える場合又は借入希望額が建設費を超える場合は、提出に当たって、次のいずれかの方法により原本であることの証明(以下「原本証明」といいます。)が必要です。 1 土地の売買契約書(写)に併せて、土地の売買契約書の原本を提示する。 2 土地の売買契約書(写)に、契約当事者である申込人が署名及び押印(実印)をし、提出先「住宅金融支援機構」、「原本に相違ない」旨及び署名した日付を記載する。 ※1戸当たりの借入希望額が2,700万円を超える場合又は借入希望額が建設費を超える場合で、民間金融機関等からの借入金により土地を取得済みのときは、融資契約書(写)及び融資証明書も提出してください。 ※借入申込時に土地の売買契約書(写)をご提出できない場合は、購入予定の取得価格及び取得の見通しを確認させていただきます。機構が願う時期までに土地売買契約書(写)をご提出してください。 ※土地費融資を希望する場合で、民間金融機関等からの借入金により土地を取得済みのときは、融資契約書(写)及び融資残高証明書も提出してください。	—	

【非住宅部分(店舗等)がある場合】

チェックシート番号④-4

区 分	添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄
—	非住宅部分の賃貸借契約書(写)又は出店申込書(写)	入居予定者が決まっている場合に提出してください。	—	

【その他の追加書類】

チェックシート番号④-5

区 分	添 付 書 類	摘 要	取得先	お客さま確認欄
敷地が区画整理地の場合	仮換地証明書(写)又は仮換地指定通知書(写)	使用収益開始年月日が記載されたもの	土地区画整理組合等	
敷地に国有地等が含まれる場合	国有地等の私下申請書(写)	敷地に国有地等(農道・赤道・水路等)が含まれる場合	—	

※ の書類は借入申込時に提出できない場合、機構が別途願う時期までにご提出ください。

※原本をご提出いただく書類については、原本を提示の上、写しのご提出でも差し支えありません。

※機構が必要と認めた場合には、上記以外の書類を提出していただくことがあります。

※ご提出された書類は、原則としてお返しできませんので、あらかじめご了承ください。